



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 593 平成22年度地籍調査事業計画 (地域政策課) 1
- 594 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 5
- 595 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課) 8
- 596 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) 8
- 597 県営畑地帯総合整備事業の工事の完了 (農業農村整備課) 9
- 598 肥料取締法による肥料の登録の失効 (果樹園芸課) 10

○ 内水面漁場管理委員会指示

- 1 漁業法の規定によるコイの持ち出し及び放流等の禁止等 10

告 示

和歌山県告示第593号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により平成22年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成22年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行う者の名称

和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村、串本町

2 調査地域

別表1参照

3 調査期間

平成22年5月25日から平成23年3月31日まで

別表1

郡市名	町村名	調査地域名
和歌山市		本渡の一部 小瀬田の一部 吹上一丁目 吹上二丁目 園部の一部 吹上三丁目 吹上四丁目 吹上五丁目 堀止東二丁目 直川の一部 六十谷の一部
海南市		

橋本市	且来の一部 別所 小野田の一部 溝ノ口 椋木の一部 野上新の一部 隅田町中島の一部 妻の一部 紀見の一部 出塔の一部 向副の一部 横座の一部 賢堂の一部 隅田町山内の一部 山田の一部 吉原の一部 隅田町下兵庫の一部 隅田町霜草の一部 柏原の一部
有田市	下中島の一部 山田原の一部 糸我町西の一部 初島町浜の一部 千田の一部 初島町里の一部
御坊市	明神川の一部 藤田町吉田の一部 岩内の一部 湯川町丸山の一部 塩屋町北塩屋の一部
田辺市	東山二丁目 湊の一部 中万呂の一部 伏菟野の一部 新庄町の一部 上芳養の一部 秋津川の一部 龍神村柳瀬の一部 龍神村甲斐ノ川の一部 龍神村西の一部 中辺路町近露の一部 中辺路町大内川の一部 下川上の一部 面川の一部 本宮町皆地の一部 本宮町田代の一部 龍神村安井の一部 熊野の一部 本宮町耳打 本宮町皆瀬川の一部
新宮市	三輪崎の一部 西敷屋の一部
紀の川市	西山田の一部 中三谷の一部 西三谷の一部

		穴伏 貴志川町長山の一部 貴志川町長原の一部 長田中 下井阪の一部 西井阪の一部 桃山町神田の一部 上丹生谷の一部 上鞆渕の一部 花野 尾崎 深田 別所 粉河の一部 中山の一部 下鞆渕の一部 名手市場の一部 西大井の一部 田中馬場 上野 嶋 松井 中鞆渕の一部 名手上の一部 桃山町調月の一部 貴志川町鳥居の一部 桃山町善田の一部 桃山町黒川の一部
岩出市		波分 川尻の一部 高塚の一部 中黒の一部 水栖の一部 清水の一部 湯窪 赤垣内 境谷 備前 西野の一部 高瀬 宮 野上野の一部
海草郡	紀美野町	三尾川の一部 鎌滝の一部 赤木
伊都郡	かつらぎ町	大字短野の一部 大字大畑の一部 大字滝の一部 大字新城の一部 大字御所の一部 大字志賀の一部 大字妙寺の一部 大字柏木の一部 大字花園梁瀬の一部 大字花園中南の一部 大字東谷の一部 大字花園北寺の一部
	九度山町	

有田郡	高野町	大字北又の一部 大字上古沢の一部 大字下古沢の一部 大字中古沢の一部			
	湯浅町	花坂の一部 高野山の一部			
	広川町	大字田の一部			
	有田川町	大字下津木の一部 大字上津木の一部			
日高郡	美浜町	大字金屋の一部 大字遠井の一部 大字沼の一部 大字境川の一部 大字生石の一部 大字川口の一部 大字板尾の一部 大字瀬井の一部 大字日物川の一部 大字中井原の一部 大字杉野原の一部 大字三田の一部 大字彦ヶ瀬の一部			
		大字吉原の一部 大字和田の一部			
		由良町	大字江ノ駒の一部 大字吹井の一部 大字衣奈の一部 大字三尾川の一部 大字門前の一部 大字阿戸の一部		
			印南町	大字津井の一部 大字印南原の一部 大字島田の一部 大字川又の一部	
				みなべ町	山内の一部 西岩代の一部 清川の一部 熊岡の一部 滝の一部 高野の一部 島之瀬の一部 東神野川の一部
					日高川町

西牟婁郡	白浜町	大字中津川の一部 日置の一部 富田の一部 久木の一部
	上富田町	岩田の一部
	すさみ町	江住の一部 周参見の一部 和深川の一部 口和深の一部
東牟婁郡	那智勝浦町	大字下和田 大字中里の一部 大字湯川の一部 大字下里の一部
	古座川町	真砂の一部 大川の一部
	北山村	大字小松の一部
	串本町	鬮野川の一部 伊串の一部

和歌山県告示第594号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成22年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県紀の川市西三谷717

名称 ハグルマ株式会社

氏名 取締役社長 中野秀彦

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月字奥新田1758番8

名称 ハグルマ株式会社

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成22年5月25日から同年6月15日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所

別表1-1

種 類	第5号イ		第5号イ		第5号ロ	
基 数	3基		1基		1基	
能 力	4,000kg/時		4,000kg/時		1,800本/時	
工事着手予定年月日	許可後		許可後		許可後	
工事完成予定年月日	着工後6ヶ月		着工後6ヶ月		着工後6ヶ月	
使用開始予定年月日	完成後		完成後		完成後	
使用時間間隔	30分/回を6~8回/日		1時間/回を2~3回/日		4日/週	
1日当たりの使用時間	5時間		3時間		6時間	
使用の季節的変動	なし		なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大	通常	最大
pH	4-7	4-7	4-7	4-7	4-7	4-7
BOD(mg/l)	4,000	4,000	4,000	4,000	1,000	1,000
COD(mg/l)	2,800	2,800	2,800	2,800	800	800
SS(mg/l)	500	500	500	500	100	100
n-Hex(mg/l)	15	15	15	15	10	10
T-N(mg/l)	30	30	30	30	20	20
T-P(mg/l)	3	3	3	3	2	2
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m ³ /日)	12	22.5	4	9	15	30

別表1-2

種 類	第5号ロ		第5号ハ		第5号ハ	
基 数	1基		4基		2基	
能 力	4,000kg/時		1,600kg/時		3,200kg/時	
工事着手予定年月日	許可後		許可後		許可後	
工事完成予定年月日	着工後6ヶ月		着工後6ヶ月		着工後6ヶ月	
使用開始予定年月日	完成後		完成後		完成後	
使用時間間隔	2日/週		4日/週		5日/週	
1日当たりの使用時間	7時間		7時間/日		7時間/日	
使用の季節的変動	7,8,9月のみ使用		なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大	通常	最大
pH	4-7	4-7	4-7	4-7	4-7	4-7
BOD(mg/l)	1,800	1,800	2,200	2,200	2,200	2,200
COD(mg/l)	1,300	1,300	1,600	1,600	1,600	1,600
SS(mg/l)	500	500	200	200	200	200
n-Hex(mg/l)	10	10	20	20	20	20

	T-N(mg/l)	30	30	30	30	30	30
	T-P(mg/l)	3	3	3	3	3	3
当該汚水等の1日当たりの通常 の量及び最大の量(m ³ /日)		8	15	7	12	10	18

別表1-3

種 類	第5号ハ		第5号ハ		第5号ニ		
	基 数	2基		3基		2基	
能 力	3,600L/回		900L/回		2,400kg/時		
工事着手予定年月日	許可後		許可後		許可後		
工事完成予定年月日	着工後6ヶ月		着工後6ヶ月		着工後6ヶ月		
使用開始予定年月日	完成後		完成後		完成後		
使用時間間隔	5日/週		4日/週		2日/週		
1日当たりの使用時間	5時間/日		5時間/日		7時間		
使用の季節的変動	なし		なし		7,8,9月のみ使用		
使用時において当該特定施設から 排出される汚水等の汚染状態の通常 の値及び最大の値	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	pH	4-7	4-7	4-7	4-7	4-7	
	BOD(mg/l)	2,200	2,200	2,200	2,200	2,400	2,400
	COD(mg/l)	1,600	1,600	1,600	1,600	1,700	1,700
	SS(mg/l)	200	200	200	200	250	250
	n-Hex(mg/l)	20	20	20	20	20	20
	T-N(mg/l)	30	30	30	30	30	30
	T-P(mg/l)	3	3	3	3	3	3
当該汚水等の1日当たりの通常 の量及び最大の量(m ³ /日)		6	12	3	6	10	18

別表2

種 類	排水処理設備				合併処理浄化槽				
	能 力	150m ³ /日				50人槽			
汚水等の処理方式	油脂分解処理・活性汚泥処理				担体流動生物ろ過方式				
工事着手予定年月日	許可後				許可後				
工事完成予定年月日	許可後6ヶ月				許可後6ヶ月				
使用開始予定年月日	完成後				完成後				
使用時間間隔	0時~24時				0時~24時				
1日当たりの使用時間	24時間				24時間				
使用の季節的変動	なし				なし				
使用時における当該汚水等の処理 施設による処理前及び処理後の汚 水等の汚染状態の通常 の値及び最大の値	通 常		最 大		通 常		最 大		
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	6-8	6-8	4-6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
	BOD(mg/l)	2,116	20	2,212	30	200	20	200	20
COD(mg/l)	1,525	30	1,594	40	150	30	150	30	

	SS(mg/l)	257	30	269	40	250	20	250	20
	n-Hex(mg/l)	14	5	15	7	30	20	30	20
	T-N(mg/l)	26	10	27	20	60	60	60	60
	T-P(mg/l)	2.5	2	2.7	3	8	8	8	8
当該汚水等の1日当たりの通常 及び最大の量(m ³ /日)		82.5	82.5	150	150	10	10	10	10

別表3

排水口名		A	U1~U3
排水量(m ³ /日)	通常	92.5	雨水専用排水口
	最大	160	
pH	通常	5.8~8.6	
	最大	5.8~8.6	
BOD(mg/l)	通常	20	
	最大	29.4	
COD(mg/l)	通常	30	
	最大	39.4	
SS(mg/l)	通常	28.9	
	最大	38.8	
n-Hex(mg/l)	通常	6.6	
	最大	7.8	
T-N(mg/l)	通常	15.4	
	最大	22.5	
T-P(mg/l)	通常	2.6	
	最大	3.3	

和歌山県告示第595号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
松屋薬局	田辺市神子浜二丁目21-21	所在地	田辺市神子浜二丁目22-25	田辺市神子浜二丁目21-21	平成22.5.1

和歌山県告示第596号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書

を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ニトリ岩出バイパス店
和歌山県和歌山市川辺字神ノ木193
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年1月12日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,510㎡
- 6 駐車場の収容台数
109台
- 7 駐輪場の収容台数
45台
- 8 荷さばき施設の面積
122㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
25.2㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後9時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
入口1か所、出口1か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成22年5月11日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成22年5月25日から同年9月27日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

県営畑地帯総合整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営畑地帯総合整備事業下中三栖地区
- 2 確定年月日 平成18年3月30日
- 3 工事を完了した時期 平成21年12月24日

和歌山県告示第598号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成22年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
和歌山県第549号	肉骨粉	獣肉骨粉612	窒素全量6.0 りん酸全量12.0	該当なし	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成22.5.10
和歌山県第550号	肉骨粉	獣肉骨粉末79	窒素全量7.0 りん酸全量9.0	該当なし	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成22.5.10

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ(マゴイ及びニシキゴイ)の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

平成22年5月25日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 奥野恒太郎

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面(以下「当該水域」という。)においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は適用しない。

2 指示する期間

平成22年6月2日から平成23年6月1日まで